

日本国環境省とインド環境・森林・気候変動省の間の環境協力分野での協力覚書(仮訳)

日本国環境省とインド環境・森林・気候変動省(以下、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。)は、

環境に対する共通の懸念、また現在及び未来の世代の福祉のための環境保全に対する共通の関心を考慮し、

環境を保護及び保全するための効果的な対策の必要性を認識し、

持続可能な開発における両者間の協力の重要性を認め、

環境の保護及び保全のため、両者間のより緊密な協力を推進することを希望し、

パリ協定及び持続可能な開発目標(SDGs)を含む多国間環境条約の迅速かつ成功する実施のための行動の重要性を再認識し、

次の決断に達した。

第1項 目的

この協力覚書の目的は、平等性、相互依存、相互利益を基に、環境分野において両国間の一層の協力を促進することである。

第2項 協力の範囲

協力活動の範囲は、相互で確認した環境保護及び改善に関する以下の分野から決定される。

1. 汚染管理(大気、土壌、水)
2. 化学物質及び統合的固形廃棄物を含む廃棄物管理(環境的に持続可能な都市を含む)及び有害廃棄物管理
3. 沿岸及び海洋生態系
4. 環境技術
5. 気候変動
6. 国立公園やその他の自然保全区域を含む生物多様性の保全及び持続的な利用
7. 排水処理
8. 双方の決定に基づく上記以外の環境分野

両者は、利用可能な資金の範囲内で、また両者の国内法令や両者が関与する国際協定の義務に基づき、上記に記載されている活動を行う。

第3項 協力の形態

本覚書に基づいた協力、連絡、情報のやり取り及び継続的な連携は、以下を含む形態により実

施すされる。

- a) 高級事務レベルでの定期的な対話
- b) 専門家、学者、政府関係者による訪問
- c) 専門家、科学者、政府関係者や民間を交えたセミナー、ワークショップ、会議等の共同開催
- d) 環境管理や人材育成に関する二国間交換プログラム
- e) 電子メールを含む書面でのやり取り
- f) オンライン会議等、ネット上のツールの利用
- g) 共同プロジェクト
- h) 双方の決定に基づく上記以外の協力形式

第4項 知的財産権

この協力覚書に基づく協力により生じた知的財産についてはすべて、各国の国内法令や規制、また両国が関与する国際協定との整合性が取れていることを各国が確認する。

この協力覚書に基づく協力活動により生じた知的財産の公平な分担を保証しようと務める。あらゆる出版物、書類及び・又は文書における各国の名前、ロゴ及び・又は正式な標章の利用は、両者の事前の許可を必要とする。両者は、各国の許可なしでは、この協力覚書による発明や実施された活動から生じた知的財産の権利や義務を第三者に譲渡しない。

この協力覚書に従い交換され、両者により守秘義務を有すると認定された情報や書類は、両者により機密扱いし、各国が特定する条件に沿って使われる。両者は、各国の事前の書面による同意なしに、その情報を特定された目的以外に利用しない。秘密情報の独占的な権利は、開示者が持つ。両者は、この協力覚書及び秘密情報の開示は、各国のあらゆる知的財産に関する使用权、利益や権利を受領者に対して供与又は暗示するものではないことを両者は確認する。科学者や技術者により発見又は考え出され、この協力覚書に基づいて交換され、口頭による、又は文書や別の形式で発表されていない情報は、両者の許可なしでは第三者へ提供しない。

第5項 協力の円滑化

両者は、利用可能な手段を条件とし、両国の政府当局、公的機関、企業やその他の組織の間の直接連絡及び協力を推進し、円滑に実施する。

適切な場合は、両者は協力に関心がある両国の政府当局、学術機関や民間組織の間の連絡を促進する。

第6項 科学的及び技術的情報

両者が書面にて別途合意する場合を除き、この協力覚書の結果として得られた科学的及び技術的情報は、国際的化学コミュニティや国際機関へ提供することができる。第三者との情報共有は、両者が書面にて決めた内容に沿って実施されるべきである。

第7項 環境に関するインド・日本共同ワーキンググループ

この協力覚書の調整及び実施のため、環境に関するインド・日本共同ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を組成する。

ワーキンググループは、両者により決められた間隔で招集する。この会合の好ましい招集方法は、ビデオ又はテレビ会議である。気候変動問題に関する会合は個別に開催される。ワーキンググループは、実際の行動や協力のプログラムの検討、これらのプログラムの実施の担当機関との調整、また両者への提言を行うことができる。ワーキンググループの構成及び従う手順については、両者により決められる。この協力覚書の実施により生じる費用や経費は各国が自己負担する。

両者が継続して協力し、優先分野における政策への取組強化及び関連情報や経験の共有を保証するため、優先分野における定期的なインド・日本ハイレベル環境政策対話を構築する。この政策対話における条件は、両者による協議及び資料により発展される。

第8項 フォーカル・ポイント

両者は、この協力覚書の効果的な実施を保証するため、この協力覚書に関する全ての事項において各国の代表訳を担うフォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室とする。インド環境・森林・気候変動省のフォーカル・ポイントは、国際協力及び持続可能な開発課とする。この協力覚書に基づいて実施される活動は、5年間計画として立てられる行動計画に基づいて行われる。

次の行動計画を立てる前に、ワーキンググループがその前の行動計画による成果を見直すこととする。

第9項 機密性

1. この協力覚書の下での活動の実施期間において、もう一方の国から受領した、又は提供された書類、情報、その他のデータの機密性及び秘密性を守る。
2. この事項は、各国の現行法令や規定に影響を与えることはない。
3. 両者は、事前の書面による同意なしに、この協力覚書に基づいて、もう一方の国から受領した機密情報を開示しない。

第10項 紛争の解決

この協力覚書の解釈または協力の実施から生じる両者の紛争はすべて、両者間の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第11項 変更

この協力覚書は、両者の相互の書面による同意により変更できる。

第12項 発効、期間、及び終了

この協力覚書に基づく協力は、両者の署名の日から発効する。この協力覚書に基づく協力は、5年間継続し、両者の書面による相互合意により同様の期間延長できる。

また、一方が意図した終了日の少なくとも6カ月前までに書面により通告した場合には終了できる。両者が別途合意する場合を除き、協力終了の日にまだ終了していないこの協力覚書に基づく契約や協力覚書に基づいて形成されたプロジェクトに対して、協力の終了は影響を及ぼさない。

以上の証として、正式に認可された下記署名者はこの協力覚書に署名した。

2018年〇月〇日にヒンディー語及び英語で2通に署名され、全ての文書が同一の価値を持つとする。解釈の相違がある場合は、英語の文書が優先される。

以上は、この協力覚書で示される事項について両者の間で達した認識を表している。

日本国環境省

インド環境・森林・気候変動省